

# 栃木県交響楽団規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本楽団は、栃木県交響楽団と称する。

(事務所)

第2条 本楽団は、事務所を栃木県宇都宮市本町1番8号栃木県総合文化センター内に置く。

(目的)

第3条 本楽団は、オ - ケストラ演奏活動を通して、栃木県の芸術・文化の普及向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本楽団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定期演奏会の開催
- (2) 巡回演奏会等への出演
- (3) 音楽文化の向上のための資料の貸出し及び指導
- (4) その他、本楽団の目的達成のために必要な事業

(組織)

第5条 本楽団は、役員・楽団員及び会員をもって組織する。

## 第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 本楽団に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 理事 15名(理事長を含む)
- (4) 監事 2名

2 会長は、理事の総意に基づき推戴する。

3 理事長は、理事の中から互選する。

4 理事及び監事は、第3条の目的を理解する関係者の中から、理事会の議を経て会長が任命し、又は委嘱する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本楽団を代表し、団務を総理する。
- (2) 理事長は、理事会を総理し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、楽団の業務に関する事項を協議し議決する。
- (4) 監事は、本楽団の経理を監査する。

(役員任期)

第8条 本楽団の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者の就任するまでは、なおその職務を行う。

(特別役員)

第9条 本楽団に、次の特別役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- 2 名誉会長及び顧問は、理事会において推戴し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本楽団の業務の運営について会長の諮問に応じる。

(職員)

第10条 本楽団の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局長及び事務局職員は、会長が任命し、または委嘱する。

3 事務局長は、事務を統括する。

4 事務局職員は、事務局長の命を受け、事務に従事する。

## 第3章 会議

(理事会)

第11条 本楽団の最高議決機関として理事会を置く。

2 理事会は、会長・理事長・理事で構成し、その過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 理事会は、必要の都度、理事長が招集し主宰する。

4 理事会は、出席者の過半数の議決をもって議事を決する。

(理事会の権能)

第12条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) その他本楽団の運営に関する重要事項

#### 第4章 楽団員

(区分及び定数)

第13条 本楽団に、別に定める定数内の楽団員を置く。

- 2 楽団員の互選により、理事長の承認を得、次の職を選出しなければならない。
  - (1) コンサ - トマスター - 若干名
  - (2) インスペクタ - 若干名
  - (3) パ - ト委員 若干名
  - (4) 業務委員 若干名

(演奏業務委員会)

第14条 本楽団に演奏活動の円滑化を図るため、前条第2項の規定により選出された者及び第17条第1項の規定により任命された者により構成する演奏業務委員会を置く。なお、演奏業務委員会は、必要により、楽団員以外から意見を聞くことができる。

- 2 演奏業務委員会は、楽団員組織の充実を図るため、将来楽団員として活躍できる者について、前条第1項の規定にかかわらず、理事長の承認を得、研究員として任命できる。
- 3 演奏業務委員会の規則は、本規約に抵触しない範囲で理事長が別に定める。

(入団申込み)

第15条 楽団員として入団を希望する者は、会長に入団申込書を提出して願出なければならない。

(任命)

第16条 演奏業務委員会は、前条の規定により入団申込みがあった場合は、入団の適否について選考する。

- 2 演奏業務委員会は、前項の選考の結果、入団が適当であると認められた者について、理事会の承認を得なければならない。
- 3 楽団員の任命は、会長が行う。

(音楽監督等)

第17条 本楽団に、次の楽団員を置くことができる。

- (1) 音楽監督 1名
  - (2) 常任指揮者 1名
  - (3) 副指揮者 若干名
- 2 演奏業務委員会は、前項の者を選定する場合、理事長の承認を得なければならない。
  - 3 第1項の任命は、会長が行う。

(義務)

第18条 楽団員は、第4条の事業遂行のため、練習・演奏会の出演に努めなければならない。

(休団)

第19条 本楽団を休団しようとする楽団員は、休団願いを会長に提出し休団することができる。

(退団)

第20条 本楽団を退団しようとする楽団員は、退団願いを会長に提出し退団することができる。

- 2 楽団員が次の各号の一つに該当するときは、会長は演奏業務委員会の申出に基づき、理事会の承認を得て退団させることができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき
  - (2) 本楽団の信用を大きく傷つける行為があったとき
  - (3) 長期にわたる無届け練習不参加等、重大な義務違反があったとき

(客員指揮者)

第21条 本楽団に、客員指揮者、ソリスト、その他必要とする者を招くことができる。

- 2 演奏業務委員会は、前項の者を招く場合、理事会の承認を得なければならない。
- 3 第1項に規定する者の委嘱は、会長が行う。

(その他)

第22条 その他、楽団員について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第5章 会 員

(区分及び権利・義務)

第23条 本楽団の目的に賛同する者は、本楽団の会員となることができる。

- 2 会員の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 団体会員
  - (2) 個人会員 ア．一般会員 イ．学生会員(小・中・高生)

- 3 会員は、本楽団の主催する演奏会の入場券等について便宜を与えられる。
- 4 会員は、別に定める会費を毎年納入しなければならない。

## 第6章 会計

### (経費)

第24条 本楽団の経費は、演奏活動による収入、地方公共団体等の助成金、会員の会費及び寄附金等をもって充てる。

### (会計年度)

第25条 本楽団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第26条 この規約は、第11条第4項の規定にかかわらず、理事会構成員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

### (解散)

第27条 本楽団は、理事会において理事会構成員の3分の2以上の議決を得なければ、解散することができない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、地方公共団体又は本楽団と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑則

### (細則)

第28条 本楽団の運営について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

### 附 則

この規約は、昭和45年1月13日から施行する。

(昭和48年5月10日 一部改正)

(昭和57年10月5日 一部改正)

(平成10年3月10日 一部改正)